

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol.119 リース取引（借手）に関する簡便的な取り扱い

リース取引（借手）に関する簡便的な取り扱いについてご説明します。

（概要）

リース取引は、原則として、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類し、取引実態に合った会計処理を行うことが求められます。しかし、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合には、ファイナンス・リース取引に該当すると判定される場合であっても、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができます。

（簡便的な取り扱いの条件）

リース取引に簡便的な取り扱いを行う条件として、「個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合」が必要となりますが、「個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合」とは、下記のいずれかに該当する場合のことを言います。

（1）重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引

ただし、リース料総額にはリース物件の取得価額のほかに利息相当額が含まれているため、その基準額は企業が減価償却資産の処理について採用している基準額より利息相当額だけ高めに設定することができます。また、この基準額は通常、企業が取引する単位ごとに適用されると考えられるため、リース契約に含まれる物件の単位ごとに適用することができます。

（2）リース期間が1年以内のリース取引

（3）企業の事業内容に照らして重要性の乏しい所有権移転外ファイナンス・リース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が300万円以下のリース取引

なお、（3）の場合、1つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれている場合には、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができます（企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」34項、35項）。

GYOSEI & CO.

以上